

# 未収金の解消に向けた取り組み

土地改良区は、土地改良法により土地改良事業（維持管理事業を含む）に要する経費を組合員に賦課徴収することができることと規定されており、土地改良区の組合員は賦課金を納入する義務があります。

しかしながら、本土地改良区の賦課金徴収率は年々低下してきており、このままでは維持管理業務等を含めた運営に支障が生じる恐れがあります。

賦課金徴収率の低下は、農業を取り巻く社会情勢を含め様々な要因が考えられますが、納期内に納付している多くの組合員の皆様に不公平が生じないよう一貫した姿勢のもと、滞納賦課金の縮減に向けた計画的かつ効果的な取り組みを実施・実現するため「**両総土地改良区滞納整理方針**」を策定しました。

## 両総土地改良区滞納整理方針

### 1 目 標

賦課金徴収率の向上

### 2 趣 旨

本土地改良区が組合員の負託に応え安定した運営を行っていくためには、滞納を放置することなく、厳正に対処する姿勢が求められます。

滞納賦課金の効果的な縮減を目指すため、対外的には土地改良区の滞納整理実施状況の周知を行い、対内的には計画的、継続的な取り組みを積極的に行います。

### 3 基本方針及び具体的な取り組み

#### (1) 当該年度賦課金の徴収強化（新規未納者の発生防止）

- ・早期催告の実施（納入忘れの防止）
- ・賦課金納付環境の整備等（口座振替の推進や多様な納付方法の提供など、納付しやすい環境を作り、期限内納付の向上を目指します）

#### (2) 過年度滞納賦課金の徴収強化と圧縮

- ・個別訪問の実施（年間計画を定め、役職員で計画的な個別訪問を行います）
- ・延滞金等の徴収（定款・規約に基づき、徴収を徹底します）
- ・時効完了防止措置の徹底（督促状発送や納入誓約書などで時効更新措置を講じます。また何らかの事情で納付できない組合員には、相談の上事情を勘案した適正な対応をします）
- ・滞納処分の強化（債権、所得、財産調査等を実施し、収入・財産のある滞納者に対して、差押え等の滞納処分を厳正に行います）

#### (3) 賦課金に関する広報・啓発活動の充実

- ・賦課金の重要性や滞納整理の取組状況（徴収率の推移、滞納処分の実施状況等）を広報誌・ホームページなどを活用して、組合員に積極的な広報を行い、賦課金に対する理解と納入意識の高揚を図り、自主的な納期内納付の推進を図ります。
- ・納入意識の向上を図るため、実際に使用収益する耕作者にお支払いいただくよう広報を行います。

### 令和2年度預貯金の差押え実施状況

6件 滞納金633,420円 過怠金297,367円 計930,787円

### 未収賦課金の徴収状況

令和2年度は、役職員の個別訪問により予算額以上の徴収となりました。詳細につきましては、12月の広報にてお知らせいたします。